

# 鳥取県特別支援教育推進計画の策定にあたって

## 国の動き

我が国は、平成19年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成26年に批准しました。

この条約において、障がいのある者とない者とが共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱されました。

また、平成19年の学校教育法改正において、障がいのある子どもの教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」へと転換され、平成23年には障害者基本法の改正、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

平成24年、中央教育審議会初等中等教育分科会で「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が示され、これを踏まえて、障がいのある子どもの就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われました。

令和3年1月には、中央教育審議会の答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（略）において、新時代の特別支援教育の在り方について基本的な考え方が示されるとともに、同年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、また、同年9月に「特別支援学校設置基準」が公布されるなど、特別支援教育における指導及び支援体制の充実や教育環境の整備が一層求められています。

## 策定の趣旨

鳥取県教育委員会においては、平成26年9月に鳥取県教育審議会から「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について～インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～」の答申を受けるとともに、平成31年3月に本県の教育の基本的な方向性等を示す「第三期鳥取県教育振興基本計画」において、特に力を入れて取り組む施策の一つに「特別支援教育の充実」を掲げ、本県の特別支援教育を推進してきました。

「特別支援教育」が位置づけられて15年、就学先決定の仕組みが変わって10年が経過し、特別支援学級に在籍する児童生徒数、高等学校で発達障がい等の診断を有する生徒数、特別支援学校の重複障がい学級に在籍する児童生徒数の割合が増加するなど、学校や社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、「誰一人取り残さない」教育の実現が求められています。

そのため、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」の整備や、合理的な配慮の提供、学校における教職員の指導力向上により、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みを構築するとともに、幼児期から高等学校・特別支援学校高等部卒業にいたるまで、切れ目ない指導や関係機関と連携した支援を充実し、障がいのある子どもたちの将来の自立と社会参加に向けた更なる取組を推進する必要があります。

こうした状況を踏まえ、鳥取県教育審議会において、次の2点を主な論点として「これからの時代における本県の特別支援教育の在り方について」の議論が行われ、令和4年2月に答申が出されました。

- 1 自立と社会参加に向けた切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実について
- 2 社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた今後の特別支援学校における教育の在り方について

このような状況を踏まえ、本県の障がいのある子どもの教育の更なる充実に向けて、全県的、中長期的な視点に立って、今後の鳥取県の特別支援教育の在り方を明確に示し、計画的に特別支援教育を推進していくために、県教育委員会として方向性や具体的な取組を示した「鳥取県特別支援教育推進計画」を策定しました。

今後は、本計画により、具体的な取組を進め、鳥取県の特別支援教育のさらなる充実を図り、障がいのある子どもたちが夢や目標に向かって生きることが出来る取組を進めていきます。

## 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や国の動向等を踏まえて、必要に応じ、計画の見直しを行います。

令和5年3月  
鳥取県教育委員会